

29茅市自第57号
平成29年8月3日

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会
会長 名和田 是彦 様

茅ヶ崎市長 服部 信明



茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定について（諮問）

地域社会の健全な発展に寄与するため、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例において、地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の基準に適合するものは、市長の認定を受けることができるとされています。

つきましては、同条例第2条第1項に規定する認定について、同条例第8条第1項第1号の規定に基づき、諮問いたします。

1 諮問する事案

鶴嶺西地区まちぢから協議会の認定の申請に対する処分

2 添付書類

別紙のとおり

（ 事務担当 茅ヶ崎市総務部市民自治推進課地域自治担当
電 話 0467-82-1111 内線 2411 ）